

高松市 景観計画

概要版



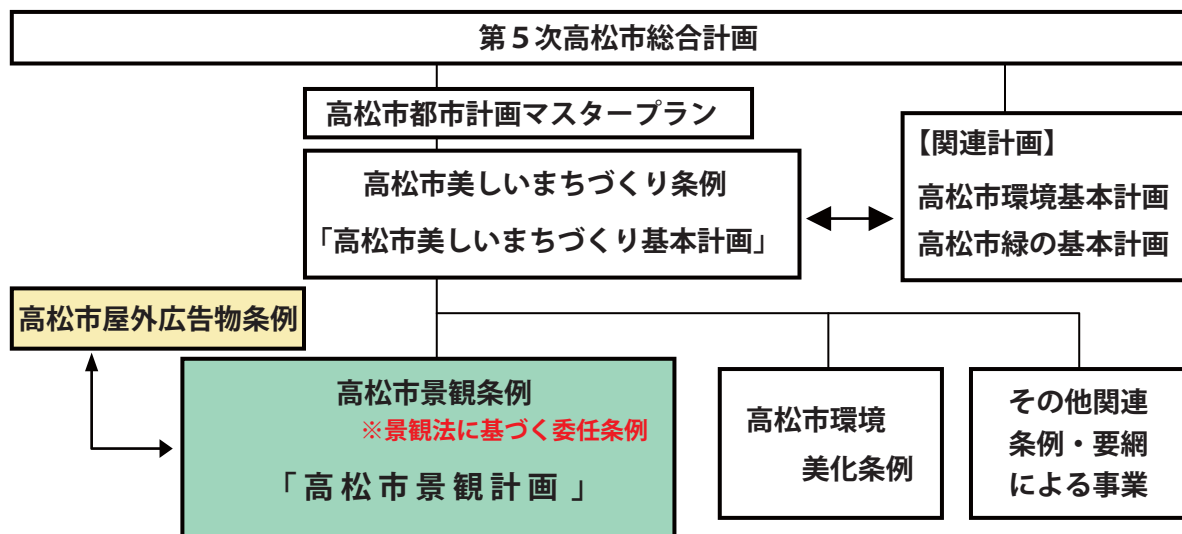
高松市景観計画とは

本計画は、平成16年に制定された『景観法』に基づき、中核市である本市が『景観行政団体』として法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』です。対象とする区域（景観計画区域）、景観の形成に関する方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるものです。

平成28年4月改定

景観計画の位置づけ

高松市景観計画は、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、良好な景観の保全・形成・創出を図るため、建築物や屋外広告物等に関し、景観法に基づく具体的な規制・誘導の内容を定めるものです。



景観計画区域

景観計画区域については、高松市全域を「一般区域」として指定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定します。

一般区域

5つの景観ゾーンごとに定めた「景観形成基準」を基本に、市全域にわたって緩やかな景観誘導を実施します。

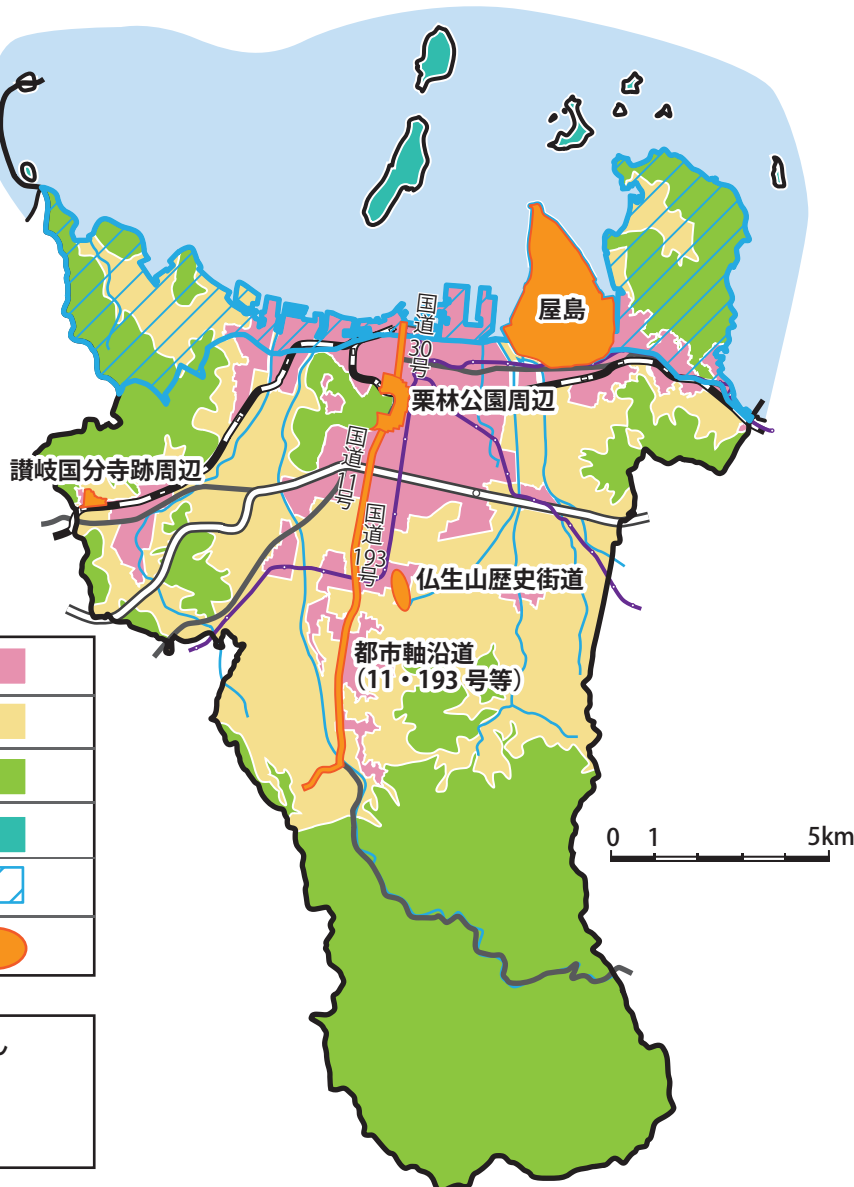
景観形成重点地区

指定された重点地区ごとに定めた「景観形成基準」を基本に、きめ細やかな景観誘導を実施します。

<凡例>

一般区域	市街地景観ゾーン	
	田園居住景観ゾーン	
	山地・丘陵地景観ゾーン	
	海・島しょ景観ゾーン	
	瀬戸内海景観ゾーン	
	景観形成重点地区	

	高速道路		ことでん
	国道		河川
	J R		



だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松

目標1 海に拓かれた活力と
気品のあるまち

目標2 讃岐平野に抱かれた人々の
営みが織りなす快適なまち

目標3 讃岐の歴史・文化を
未来へ継ぐまち

目標4 折り重なる緑に包まれた
自然豊かなまち

景観形成方針

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるため、一般区域（景観ゾーン）及び景観形成重点地区ごとに、景観形成方針を定めます。

■一般区域（景観ゾーン）

市街地景観ゾーン

- 歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成
- 心地よさを感じる、清潔で快適な都市空間の形成
- 潤いと快適さを感じさせる市街地環境の形成
- 秩序とまとまりのある市街地景観の形成
- 移動に伴い連続性のある景観の形成
- 城下町としての歴史を今に伝える景観の保全
- 固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成
- 伝統文化の息づく景観形成

田園居住景観ゾーン

- 自然と調和する田園居住地景観の形成
- 生業とともに育まれる文化的景観の継承
- 伝統文化の息づく景観形成
- 移動に伴い連続性のある景観の形成
- 流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

山地・丘陵地景観ゾーン

- 多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- 自然の恵みとともにある山の集落環境の保全
- 恵み豊かな自然に親しむ場づくり
- 流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成
- 伝統文化の息づく景観形成
- 移動に伴い連続性のある景観の形成

海・島しょ景観ゾーン

- 風土と暮らしの智慧を伝える文化的景観の継承
- 多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全
- 移動に伴い連続性のある景観の形成
- 固有の歴史・文化を伝える地域資源と景観形成

瀬戸内海景観ゾーン

- 瀬戸内海を意識した都市景観の形成
- 海辺の生業を生かした集落景観の保全・形成
- 瀬戸内海を一望できる視点場からの魅力ある眺望景観の保全・活用

■景観形成重点地区

栗林公園周辺 景観形成重点地区

「栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます」

仏生山歴史街道 景観形成重点地区

「門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」

都市軸沿道（11・193号等） 景観形成重点地区

「高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます」

屋島景観形成重点地区

「源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観づくりを進めます」

讃岐国分寺跡周辺 景観形成重点地区

「特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるために、一般区域（景観ゾーン）及び景観形成重点地区ごとに届出対象行為を定め、その行為に該当するものについては、本計画に定める景観形成基準に適合していただく必要があります。

届出対象行為

地域区分等		建築物	工作物	開発行為
		新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	都市計画法第4条第12項に規定する行為
一般区域（景観ゾーン）	市街地	高さが <u>20m</u> を超え、又は <u>延べ面積が 3,000 m²</u> を超えるもの	高さが <u>10m</u> を超えるものの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から 10m を超え、かつ、設置面から 5m を超えるもの）	<u>区域面積が 3,000 m²</u> を超えるもの
	用途地域（商工系）			
	市街地	高さが <u>10m</u> を超え、又は <u>延べ面積が 1,000 m²</u> を超えるもの		
	用途地域（住居系）			
	田園居住 山地・丘陵地 海・島しょ			
景観形成重点地区	栗林公園周辺	高さが <u>10m</u> を超え、又は <u>延べ面積が 500 m²</u> を超えるもの		
	都市軸沿道（11・193号等）			
	屋島			
	讃岐国分寺跡周辺			
	仏生山歴史街道	規模に関わらず全てのもの		

届出対象の適用除外となる行為

- ☐ 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区を除く。）
- ☐ 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- ☐ 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- ☐ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ☐ 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- ☐ 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

※屋島景観形成重点地区内で行う行為については、一部を除き適用除外となるため届出の必要はありませんが、高松市景観条例第8条の規定に基づき、景観計画に適合するよう努めていただく必要があります。

備考

- 用途地域（商工系）とは、都市計画区域内で用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域）が指定されている地域
- 用途地域（住宅系）とは、都市計画区域内で用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域）が指定されている地域

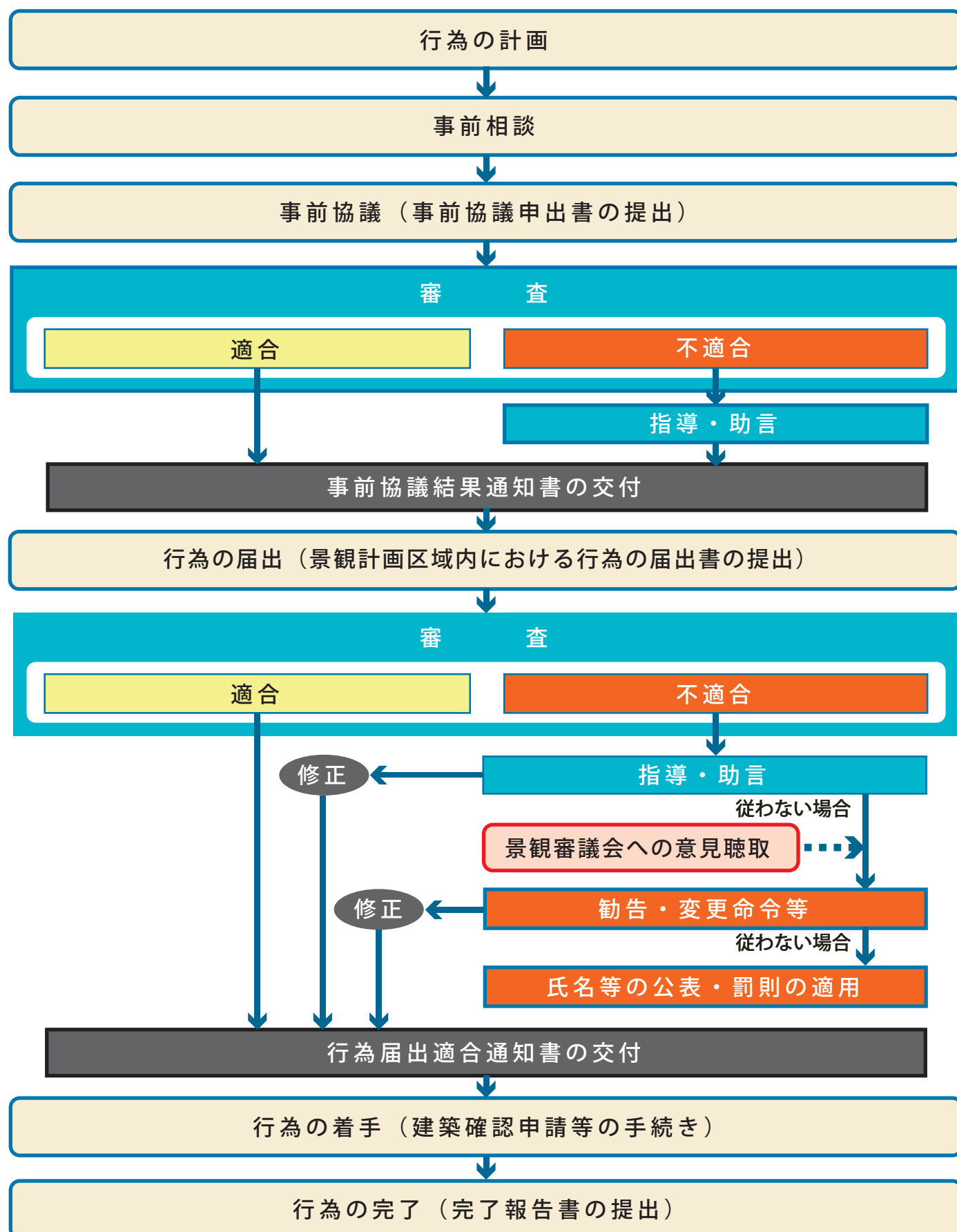
■対象となる工作物は次に挙げるものとします。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 立体駐車場
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

届出の流れ

対象となる建築行為等については、行為の計画段階から事前協議を実施するとともに、行為の着手の 30 日前までに行為の届出、行為の完了後には完了報告書の提出が必要となります。

また、景観形成基準に適合していない行為については、景観法の規定により勧告・変更命令等の措置を講ずることが可能となります。



景観形成基準

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるために、「一般区域（景観ゾーン）」及び「景観形成重点地区」ごとに、景観形成基準を設定することとします。

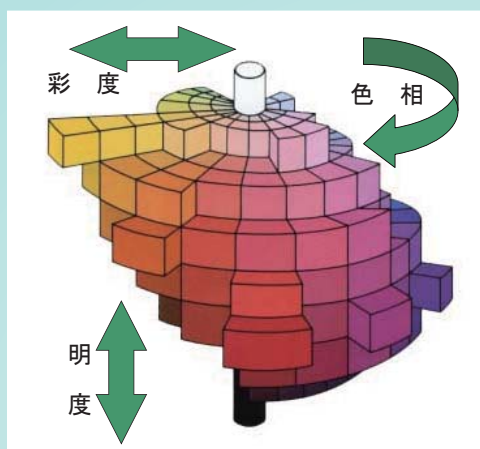
また、景観形成基準（色彩）については、定量的な基準（マンセル表色系）を導入するなど、より実行性のある規制・誘導を実施することとします。

景観形成基準（項目）	
建築物	配置・規模
	形態・意匠
	色彩
	素材・材料
	附帯する設備等
	附帯する屋外広告物等
	外構・緑化等
工作物	配置・規模
	形態・意匠
	色彩
	素材・材料
屋外広告物	
開発行為	

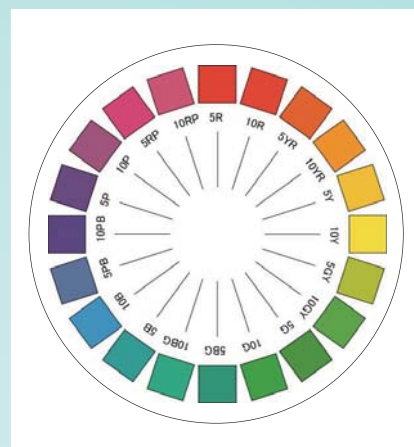
◆景観形成基準（色彩）に導入するマンセル表色系とは◆

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、高松市景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

マンセル表色系では、色彩を「色相（しきそう）」「明度（めいど）」「彩度（さいど）」の3つの尺度を組み合わせて表します。

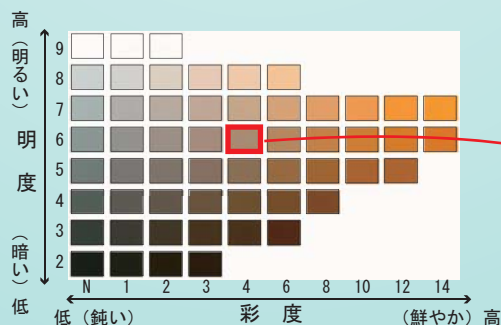


マンセル色立体



マンセル色相環

- 色相**…いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。
- 明度**…明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。
- 彩度**…鮮やかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、黒・グレー・白などの無彩色は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は16程度です。



マンセル色標

●マンセル値の表し方

色彩の3属性を組み合わせて表記

する記号で、右記のように読みます。

5YR 6 / 4

5ワイアール 6 ノ 4

(色相) (明度) (彩度)

景観形成基準（色彩）

色彩の基準については、周辺景観と調和するよう、マンセル表色系を使用し数値基準を定めています。

■一般区域（景観ゾーン）

市街地景観ゾーン

色相	彩度	明度
Y、YR、R	6以下	—
その他	2以下	—

田園居住景観ゾーン

山地・丘陵地景観ゾーン

海・島しょ景観ゾーン

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	—
その他	2以下	—

■景観形成重点地区

栗林公園周辺景観形成重点地区

※栗林公園内の眺望地点から望み見られる場合は、色彩基準2を適用する。

色彩基準1

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	—
その他	2以下	—

色彩基準2

色相	彩度	明度
Y、YR	3以下	4以上
その他	2以下	7以下

仏生山歴史街道景観形成重点地区

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	—
その他	1以下	—

都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区

屋島景観形成重点地区

讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	—
その他	2以下	—

■色彩基準の適用除外となる行為

- 1 アクセント色として、建築物・工作物の各壁面の20%まで、色彩基準外の色を使用するもの
- 2 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）に彩色を施さず使用されるもの

届出に必要な書類（事前協議及び行為の届出）

種 類	明 記 す べ き 内 容	建築物・工作物		開発行為	
		事前協議	行為届出	事前協議	行為届出
事前協議申出書（様式第1号）		○		○	
景観計画区域内における行為の届出書（様式第4号）	事前協議結果通知書の交付番号		○		○
委任状（設計者等に代理委任する場合）		○	○	○	○
景観計画適合確認書		○	○	○	○
付近見取図（位置図）	方位及び行為地	○	○	○	○
現状写真（カラー写真）	行為地及びその周辺状況	○	○	○	○
配置図	敷地の境界線及び建築物等の位置	○	○		
2面以上の立面図（着色）	外観の仕上方法及び色彩（マンセル表色系による表示）	○	○		
平面図	各階の間取り及び用途	○	○		
断面図			○		
外構平面図	駐車場、植栽等の位置（植栽については、高木・低木の別を明記）	○	○		
完成予想図	建築物等及びその周辺状況	○	○		
土地利用計画図	予定建築物の概要等			○	○
造成計画平面図	切土・盛土の表示、擁壁の位置等			○	○
造成計画断面図	切土・盛土をする前後地盤面			○	○
擁壁の断面図	擁壁の設計断面等			○	○

届出書等については、2部提出してください。（審査後に1部返却します。）

景観重要公共施設の整備に関する方針

道路や河川などの公共施設は、都市の基盤となる施設であり、また、地域の景観を構成する主要な要素の1つであることから、良好な景観形成に特に重要な役割を担っているものについては、公共施設の管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定することとします。

景観重要建造物・樹木の指定方針

良好な景観形成を進める上で重要な役割を果たす建造物や樹木については、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定をすることにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その保全及び継承を図るとともに、周囲で行われる建築行為等に関しては、当該建造物又は樹木との調和を図るよう促進し、次の世代へと継承していくことを目指します。

【指定の要件】

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- 高松市文化財保護条例に基づく高松市指定文化財及び登録文化財に登録されている建造物
- 「高松市の名木」に指定されている樹木
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、周辺の景観と一体となって、良好な景観形成しているもの
- 景観上、ランドマークやシンボルマークとして市民に親しまれているもの
- 他の地域にあるものに比べ、景観上、希有な価値があると認められるもの

市としての候補の選定

指定文化財、登録文化財又はそれらに準ずると認められる景観上、優れたもの

市民が主体的に候補を選定

所有者又は所有者以外の地域住民等が景観上、優れていると考えるもの



所有者等への景観重要建築物・樹木の制度について紹介（意見交換）



所有者、占有者又は管理者の同意



景観審議会への諮問



「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」の指定

協働による景観形成の仕組みと体制

良好な景観形成を進めるためには、地域固有の景観資源や特徴を踏まえ、住民自らが自分たちの住まわちづくりを考え、その地域にあった取組を進められるよう、協働による良好な景観形成の仕組みと体制づくりを進めることとします。

1 景観形成推進体制

- 都市計画法等を活用した良好な都市景観の形成
- 景観整備機構の指定

2 協働及び審査に関する体制

- 景観審議会による審査・助言
- 景観デザインガイドラインの策定
- 景観協議会の活用

3 活動支援に関する体制

- 住民主体の活動支援
- 美しいまちづくりアドバイザー制度の活用

高松市景観計画

に関する問い合わせ先

高松市都市整備局都市計画課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL：087-839-2455 FAX：087-839-2452
HP：http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/

発行年月：平成28（2016）年4月

